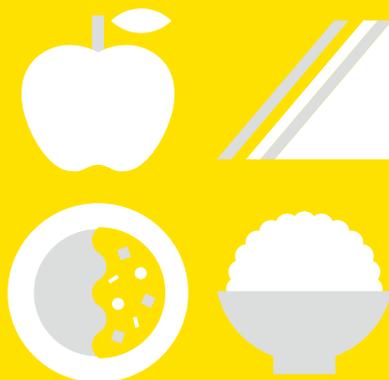
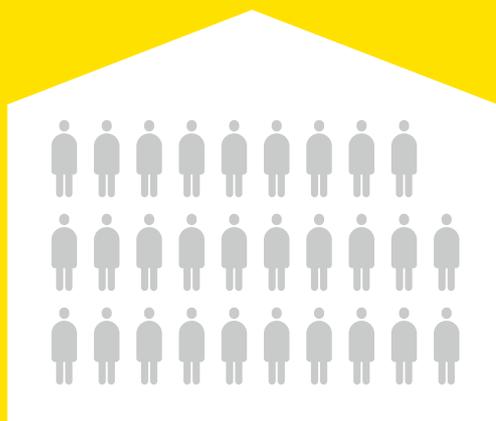


難民支援協会 2020年度 年次報告書

JAR ANNUAL REPORT



LEGAL ASSISTANCE



SOCIAL ASSISTANCE



JOB ASSISTANCE



COMMUNITY ENGAGEMENT



ADVOCACY & NETWORKING



PUBLIC RELATIONS

2020 2020.7-2021.6

難民支援協会（JAR）のビジョンとミッション

ビジョン

難民の尊厳と安心が守られ、
ともに暮らせる社会へ

ミッション

日本に逃れてきた難民が、
厳しい状況乗り越え、
自らの力を活かして
希望を持って生きられるよう、
一人ひとりに向き合い支援します

日本で生きる難民を取り巻く
制度や仕組みを改善し、
難民への理解と共感が
社会に広がるよう活動します

2021年6月に、JARは新たなビジョンとミッションを策定しました。

難民を取り巻く状況は依然として厳しく、多くの難民が困難な立場に置かれています。この状況を変えるため、私たちの取り組むべきこと、その根底にある考えを、捉え直しました。スタッフ全員で議論し、多くの方々と共有できるものとして策定したこのビジョンとミッションをもとに、これからも活動を続けます。

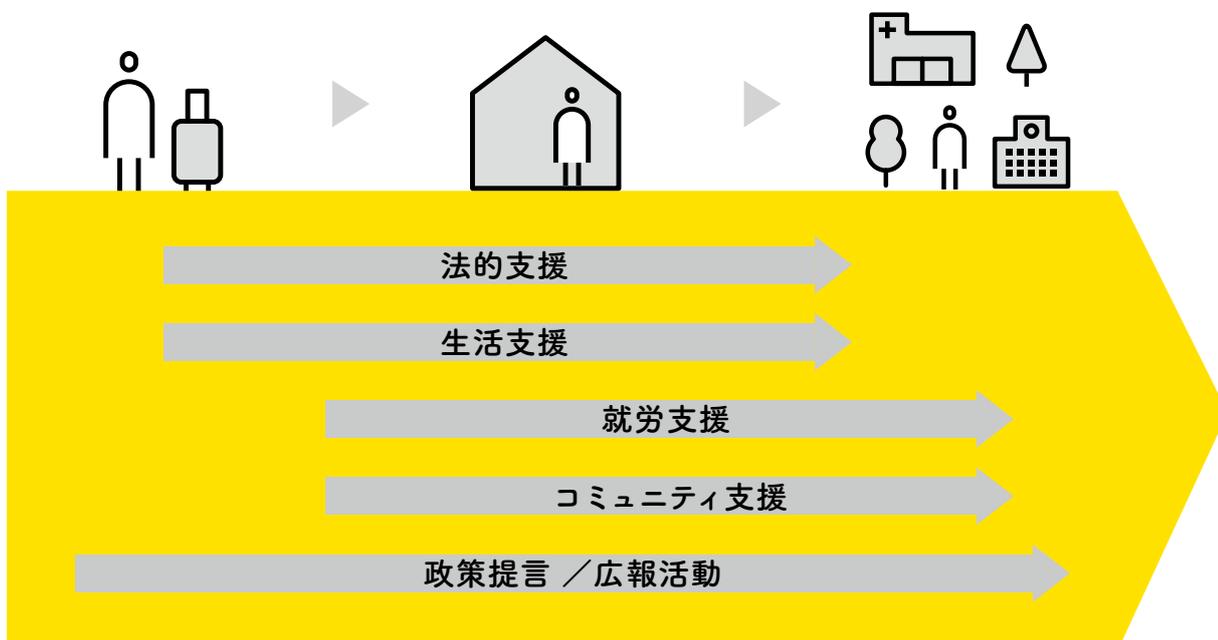
JARの取り組み

日本に逃れてきた難民は、来日直後から難民申請手続きが分からない、住居や就労許可もないなどの現実と直面します。

難民審査の見通しに不安を抱えながら、なんとか生活するものの、厳しく孤立した状況が続きます。

将来を見通せる安定した在留資格と、社会や地域とのつながりを持ち、安心して暮らせることを目指します。

難民の尊厳と安心が守られ、
ともに暮らせる社会へ



世界と日本の難民動向

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の報告によると、2020年、紛争や迫害、人権侵害などにより故郷を追われた人は、新型コロナの感染拡大にも関わらず、過去最多の8,240万人にのびりました(前年7,950万人)。内訳は、安全を求めて国境を越えた難民が2,640万人(+ベネズエラ国外に逃れた390万人)、各国で難民申請中の庇護申請者が410万人、国内避難民4,800万人です。新型コロナの影響で、2020年5月時点で164か国が何らかの形で国境を閉鎖し、このうち99か国では庇護を求める人の入国も認めませんでした。このため新たな難民申請者の数は前年より45%減少しました。また、難民の第三国定住(一次庇護国で十分な保護が受けられないことなどを理由に他国へ行くことを希望する人を、受け入れに同意した第三国が受け入れる枠組み)はわずか3万4,400人と激減しており、難民が受け入れられない状況が顕著となりました。

日本では、3,936人が難民申請をしました。前年から62%の減少で、新型コロナによる渡航・入国制限の影響が大きいと思われます。難民認定は依然として厳しく、47人ととどまりました(ほか、難民とは認定しなかったもの的人道的な配慮を理由に在留が認められた人が44人)。内訳は、イエメン、中国、アフガニスタン、シリア、ギニア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、イラク、イラン、ウガンダ、コートジボワール、スーダン、無国籍です。2020年の日本での難民申請者(67か国)を出身国別でみたときに最も多いトルコ国籍者は難民認定されていませんが、世界では認定率53%の割合で認定されています(UNHCRの報告による)。また、2番目に多いミヤ

ンマー出身者も認定されていませんが、2021年2月のミャンマー国内の政変を受け、5月より「緊急避難措置」が設けられました。これは在留や就労を認め、難民審査の迅速化を図る措置ですが、ほかの出身国・地域の難民申請者に対しても同様に、適切に速やかに保護することが求められます。

2月、「出入国管理及び難民認定法等を改正する法律案」が閣議決定され、国会で審議されました。3回目以上の難民申請者の送還を可能にする規定が含まれるなどの内容に対し、送還ではなく難民認定すべき人を認定する制度の確立や法案そのものへの懸念の声が、JARを含めた支援団体や個人から多数あがりました。5月に法案は取り下げられました(法案をめぐる動きは p.10-11も参照)。

難民審査の結果を待つ期間がさらに長期化し、平均4年4か月にのびています。その間困窮に陥らない仕組み作りが求められますが、コロナ禍は日頃から弱い立場に置かれがちな難民・外国人を直撃しています。社会全体でもさまざまな困難が生じていますが、公的支援の対象とならず就労許可もなく、それまで周囲の支えでなんとか生きてきた難民申請者からは、支えが得づらくなり一層苦境に陥っているという訴えが寄せられています。また、就労許可を得て自活できていた人も、コロナ禍で勤務時間の短縮を余儀なくされるなど苦しい状況にあります。情報面でも取り残されがちです。難民条約発効から70年、日本の同条約加入から40年の節目を迎える2021年。国際基準に則った包括的な難民保護制度と難民を受け入れる社会づくりが求められます。

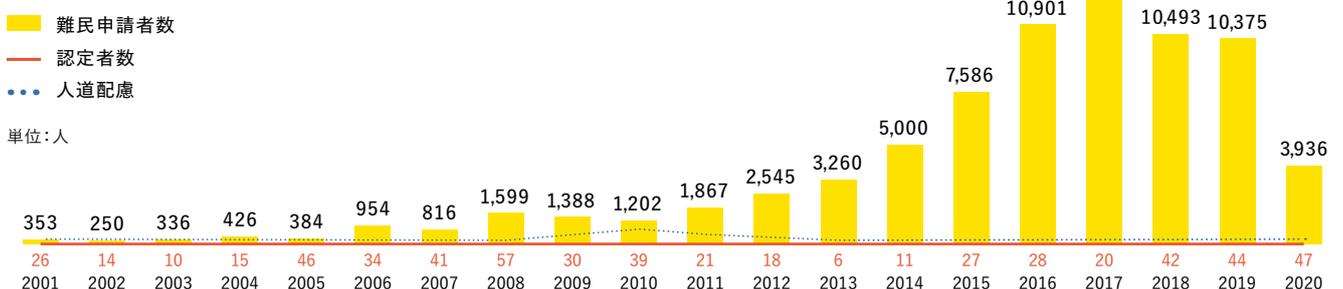
日本に暮らす難民の内訳

2020年末現在(ただしインドシナ難民の人数は2019年3月末現在) ※人道配慮は、本国の情勢等を踏まえたものに限らない。
出典: 出入国在留管理庁、難民事業本部、UNHCR 資料から難民支援協会推計(在留外国人統計において「難民」という在留資格はなく「難民」の正式な統計は存在しない。認定後に出国した人数も不明である。)



日本における難民申請者・認定数の推移

出典: 出入国在留管理庁発表資料から作成



数字で見る2020年度のJAR

2020.7.1 - 2021.6.30

新型コロナの影響を受け、JAR事務所での相談時間を短縮し、来所人数を1日最大10人とせざるを得ない状況が続きました。感染拡大状況と緊急事態宣言などの政府方針に鑑みながら、感染対策の徹底のもと、週4日や週2日で開所し難民への支援を続けるとともに、電話等で連絡して状況を確認したり、食料配送や難民へのワクチン接種の開始など、新たな活動にも取り組みました。

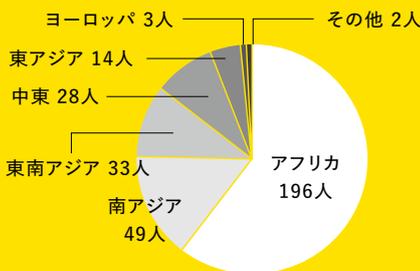
50 か国



対面で支援をした難民の出身地域は、アフリカ、南アジアを中心に、多岐にわたりました。

325人 1,300件

難民申請の手続きや日本での生活についてカウンセリングを行い、対面で個別に支援を提供しました。
→ P.6-9



支援の種類	事務所	外部
[法的支援]	268件	50件
[生活支援]	582件	150件
[就労支援]	250件	0件



748人
5,458件

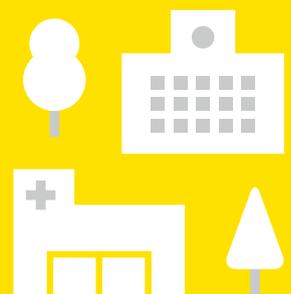
そのほか、コロナ禍で難民が事務所に来られない、事務所に来ることが感染リスクとなるなどの状況から、電話やメールなどを用いてリモートでの相談・支援も行いました。
※リモートで対応した人数です。事務所で対応した人も、リモートで別途対応した場合はカウントの対象としています。

[コミュニティ支援]

集住地域における勉強会の開催など、地域社会と難民を橋渡しするさまざまな取り組みを行いました。
※各難民、難民コミュニティ、関係機関、地域住民を含むのべ数。
→ P.9

約

650人





43人 100件

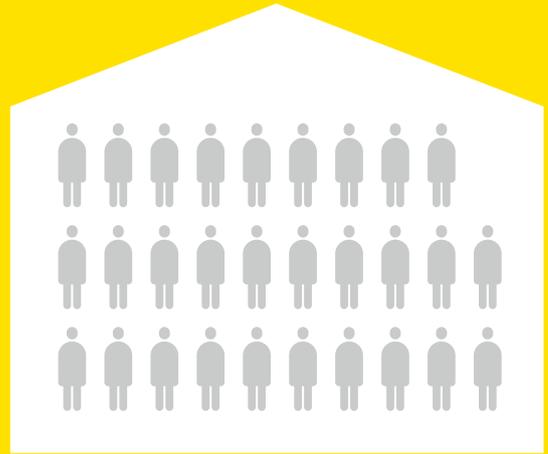
病院との交渉や診療費の支援を通じて、医療につなげました。



1,284件

コロナ禍で来訪できない難民に対し、食料品類を配送したり、事務所では食事提供を行いました。

→P.7



29人

ホームレスの状況にある難民に対してシェルター（宿泊場所）を提供しました。

33人 21社

就労前日本語プログラムを継続して実施、多くの修了者が就職につながりました。

→P.8



コロナ禍の影響が色濃く非常に制約の多い状況でも、一步一步支援を続けた1年間でした。難民の方々へ多くの想いとご支援をいただき、心より感謝しております。入管法に関する国会審議においても、難民の置かれている状況は自分たちの社会の問題だ、と共感の声が広がっていったことに大変励まされました。引き続き皆さまと、難民の方々への支援、ともに暮らせる社会への取り組みを進めてまいります。

代表理事 石川えり





法的支援

LEGAL ASSISTANCE

難民認定のために

弁護士と連携し、保護されるべき人が
速やかに難民認定を得られるよう支援します。

逃れた先で「難民」と認定されることは、迫害の待つ母国に送り返されるかもしれない恐怖から解放されることを意味します。人としての権利を回復し、新たに日常を立ち上げるためには、難民認定を得ることは非常に重要です。日本の難民認定基準は極めて厳しいですが、JARは、保護されるべき人が難民認定を得ること、そのために必要な弁護士などの協力者を開拓することに取り組んでいます。

事業内容

- ・難民条約や申請手続きの情報提供
- ・難民認定申請書類の作成サポート
- ・収容所にいる難民申請者への面会
- ・プロボノ弁護士／事務所の開拓と連携強化

協働先

- ・弁護士
- ・法律事務所
- ・通訳、翻訳者
など

事務所での 相談件数

268
件

収容施設や 法律事務所での 支援件数

50
件

REPORT 1

新型コロナ感染拡大が 長期化する中での支援

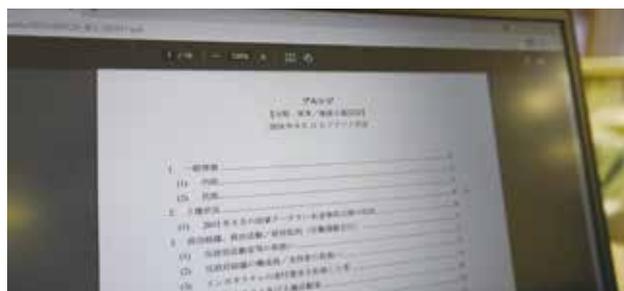


新型コロナの感染拡大に伴う入国制限の影響により、新規に来日した難民からの相談はほとんどない状態が続きました。感染防止のため、JAR事務所での相談時間も短縮せざるを得ません。相談ができ、つながれることが重要と考え、電話を在宅のスタッフでも受けられるよう環境整備したり、電話やメールなどで個別に状況把握を行うなど、コロナ禍での支援のあり方を模索しました。その中でそれぞれの状況に応じて法的手続きに関する助言を行いました。

また、弁護士向けの研修会をオンラインで開催しました。関心は高く、実際に代理人として引き受けてくださった弁護士もあり、そのような協力者とも連携しながら難民認定に向けた支援に取り組んでいます。

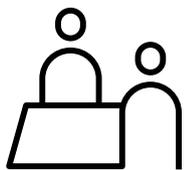
REPORT 2

難民であることを証明するための 出身国情報の収集と活用の拡大



難民申請では、難民であることを自身で証明しなければなりません。難民自らが、迫害を裏付ける資料を収集し、日本語訳することは困難を極めます。

JARに相談が多い難民の出身地域であるアフリカや中東各国を中心とした出身国情報を、日本語訳とともに作成する取り組みを続け、25か国分に広げました。出身国情報は、各国の人権状況、難民申請の理由となりうる政治活動、ジェンダーに関する情報など、多岐に渡ります。その状況も刻々と変化するため、随時更新もしています。これらの出身国情報を、難民申請の審査機関である出入国在留管理庁へ提出したり、また、難民を支援する弁護士や支援者の方々など外部の方々にも活用いただいています。



生活支援

SOCIAL ASSISTANCE

生き抜く力を支える

一人ひとりの力を「引き出す」支援を通じて、
来日直後の厳しい時期から自立への道のりを支えます。

難民申請の結果を待つ期間は平均約4年。その間、公的な生活支援は十分ではありません。多くの難民は今日明日をどう生き延びるかという厳しい現実と直面しています。ホームレスに陥る人もいます。JARは、モノやお金を「与える」だけでなく、その人の力を「引き出す」支援を通じて、一人ひとりに寄り添っています。

事業内容

- ・個別のカウンセリング
- ・(カウンセリングを通じた)医食住の確保、緊急支援金の支給
- ・医療機関とのネットワーク拡大
- ・新型コロナ関連を含む生活情報の発信
- ・フードバンク等とのネットワーク拡大

協働先

- ・病院
- ・自治体
- ・フードバンク
など

事務所での
相談件数

582
件

病院同行など
外部での
支援件数

150
件

REPORT 1

難民一人ひとりのニーズに応じた生活相談の実施



外出制限で自身や母国に残した家族のことを考える時間が長く、一層不安を募らせる難民の様子や、新規にJARに相談する方が減り住居支援数が減少するなど例年とは異なるコロナ禍。どう支援するかを考える中で、さまざまな相談・支援のその後の状況確認をより丁寧に行いました。メールアドレスが分かる約1,000人の難民に対し、緊急事態宣言や新型コロナ関連施策などの情報を随時メール配信しました。これらをきっかけに、実は住居に困っていた、体調が悪く病院に行きたかったなどのニーズが可視化され、支援につながりました。また、日頃より難民への健康相談で連携している病院からお申し出をいただき、人数は限定されますが、難民へのワクチン接種も進めています。

REPORT 2

困窮した難民を支えるための食料支援の充実



以前よりいわゆる最低限以下の生活を強いられている難民は、さらに困窮している現状にあります。「知人の援助によってなんとか生活していたが、知人もコロナ禍で失職し、助けを求められなくなってしまった」など、要因はさまざまです。せめて食料に事欠く状況だけでも回避するため、食料・生活用品の提供を充実させました。遠方に住んでいる、電車に乗るのが不安だ、などの声に対応するため、配送も始めました。少しでも母国で慣れ親しんでいたものを提供するため、ハラルフードやフフ(主にアフリカの伝統的な主食)などを専門店で購入しています。また、JAR事務所でも、近隣のレストランと支援者の方のご協力により、お弁当を提供することができています。



就労支援

JOB ASSISTANCE

経済的に自立する

難民の働く意欲と企業のニーズをつなぎ、
難民が安心・安全に働き続けられるよう支援します。

難民申請中の公的支援が十分でない中で、難民は来日間もない時期から生きるために働く必要に迫られます。同時に、多くの人は、支援に頼ることなく一日でも早い自立を望んでいます。JARは、職業紹介事業の許可を受け、就労資格のある難民と企業をつなぎ、難民が安心・安全に働き続けられるよう支援しています。

事業内容

- ・就労前日本語プログラムの提供
- ・企業と難民とのマッチング
- ・雇用先の開拓

協働先

- ・企業
- ・自治体
- ・日本語教育関係者
など

就労 相談件数

250
件

就職 実績

33
人

REPORT 1

難民の自立を目指した 就労前日本語プログラム



オンライン授業にて、ひらがなの書き方の説明

本年度の「就労前日本語プログラム」は、コロナ禍を理由に例年より少ない22人が受講し17人が修了しました。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、1日3時間・合計60日間の授業は全てオンラインで実施しました。就職活動においてオンライン面接が普及する中、本プログラムでは面接練習や意識すべき振る舞いも学習内容に含めました。例えば、画面上では相手に対する目線やあいづちなどの非言語行為や、自己紹介では相手の表情を見てはっきり発言することが大切、などの指導です。このことは、実際に就職活動で活かされました。先方の面接官から驚かれ、スムーズな質疑応答などができ、就職につながりました。

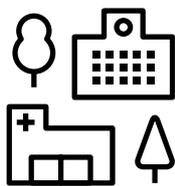
REPORT 2

コロナ禍でも取り組んだ 難民と企業のマッチング



面接に向けた難民への個別アドバイス

コロナ禍で求人が大幅減少し、難民が就職する業界の多くで休職要請や時間シフトの削減が発生しました。本年度はオンライン就職面接に加えて感染防止を徹底した会社見学を組み合わせ、就労支援を進めました。求人が減少する中でも1回あたりのマッチング率が向上するよう、企業課題を踏まえた個別支援に注力しました。例えば、希望先の業界で使用する専門用語と業務イメージを事前に難民にアドバイスします。本来、企業が人材育成として行うものですが、対面指導が難しい現状を踏まえ先回りした取り組みは、企業の負担軽減をもたらす採用ハードルを下げます。これらの工夫の結果、33人が13業種21社で就職をしました。



コミュニティ支援

COMMUNITY ENGAGEMENT

ともに地域社会をつくる

難民が、地域社会の中でつながりを持ち、
ともに暮らしていける関係性を築けるよう支援します。

日本での生活が長い場合でも、地域社会から孤立してしまう難民は少なくありません。JARは、自治体、学校、病院など、地域社会をつくる人びとと難民を橋渡しし、難民が社会の一員として地域の中でつながりを持ち、ともに支えあって暮らしていけるよう支援しています。

事業内容

- ・難民や地域コミュニティのキャパシティ強化
- ・地域関係者への働きかけと連携強化
- ・難民の孤立解消に向けた取り組み

協働先

- ・自治体
- ・医療機関
- ・学校
- ・地域住民
など

地域関係者との連携・
難民 / 難民コミュニティ
への支援

約
650
人

REPORT 1

地域の支援関係者との連携で、
コロナ禍の難民支援を可能に



子どもへのインフルエンザの予防接種

新型コロナ感染防止用品の購入が難しい難民のために支援関係者と協働し、マスク・手指消毒液の配布などを行いました。マスク配布数は本年度だけで6,500枚以上にのぼりました。その際、難民の方が抱える、情報不足に伴う不安を解消するため、多言語化した感染対策情報を提供しました。また、コロナ禍で困窮する難民への食料支援のため、地域のフードパントリー*や子ども食堂と連携して支援を行ったほか、企業や農家の協力を得て郵送による飲食料品の支援も展開しました。コロナ禍でも、医療機関に多大な協力をいただき、難民の子ども向けのインフルエンザの予防接種を引き続き実施することができました。

※なんらかの理由で十分な食事を取ることができない状況の人々に食品を無料で提供する場所

REPORT 2

コロナ禍での災害に備え、
多様性に配慮した災害支援の設計に参加



多様性に配慮したサポートブック

災害時、難民をはじめ外国人は言葉や制度に関する理解不足から、一般の住民に比べて支援が届きにくく、災害関連死の危険性が高まります。さらにコロナ禍では通常の災害支援を行っていく、差別やマイノリティの切り捨ても起きやすい状況です。「全国災害ボランティアネットワーク」(JVOAD)などと連携し、避難生活で感染予防をしながらも多様性に配慮した支援を可能にするためのサポートブックを作成したほか、コロナ禍でも難民をはじめとするマイノリティが取り残されない災害支援を行うため、JARスタッフが難民集住地域での災害対応訓練の委員を務めるなどしました。



政策提言・ネットワーク

ADVOCACY & NETWORKING

難民受け入れ政策を促す

難民が適切に保護され、受け入れられる制度の実現を目指し、政府や国会に政策を提言します。

適切な制度の実現と運用を目指して、関係者や市民団体とのネットワークを構築し、国会議員・各省庁等に働きかけるなど、難民支援・保護制度の改善に取り組みます。



国会議員に対し支援団体としての意見を述べる

難民が適切に保護される法制度を目指して

「入管法改正案」について意見書を公表し、難民保護の後退を防ぎ制度や運用の改善につなげるための働きかけを、政府や国会議員に対して行いました。議員には、直接の面会や議員向けのニュースレターを通じて、法案の課題や支援現場の声、SNSに寄せられた難民保護への意見を伝えました。また、移住者・難民支援団体とのネットワークも活かしました。「なんみんフォーラム」※の一員として行った「監理措置」に関する意見聴取では、支援団体や弁護士といった回答者の約9割が同制度を評価していないことが明らかになり、国会審議で複数回引用されました。今後も、政府・議員・市民社会などさまざまな関係者との対話を続け、難民とともに暮らす社会の実現に向けた法制度の確立を目指します。

※国内で難民支援を行う団体／NGOによるネットワーク組織。JARを含む23団体が加盟(2021年8月現在)。

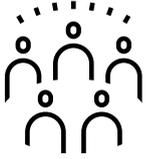
「入管法改正案」をめぐる動き

「出入国管理及び難民認定法等を改正する法律案」が、2021年、通常国会にて審議されました。その内容は、日本に逃れた難民の保護や処遇の悪化につながる規定が多く含まれるものでした。中でも、難民申請が3回目以上の人などを対象に、難民申請中の送還を停止する規定の例外が設けられたことは、申請者の送還を禁じた国際法上の原則(ノン・ルフールマン原則)に反することにつながります。そのほか、収容期間の上限や収容の判断に司法審査を伴うなど、収容を「最後の手段」とするための措置がとられていない点や、支援者などの監理のもと収容施設外で生活できるようにする仕組み「監理措置」も、権利の侵害に当たる懸念が大きく実効性を伴わない点など、問題がありました。日本の難民認定制度には、国連などから何度も改善を求められるほど多くの課題があります。送還を促進する前にまずは

難民認定制度自体の改善がなされるべきです。

そのため、JARでは「意見書」を公表するとともに、国会や市民社会に対して、本法案と難民の状況に関心を持っていただくための働きかけを行いました(政策提言と広報活動の欄参照)。法案をめぐるのは非常に多くのメディア報道(320件以上:2月~5月半ば)や、多様な団体からの意見表明、また個人によるSNSや国会前でのアクションが見られました。また、議員立法による難民等保護法案の国会への提出など、法制度の改善に向けた具体的な動きもありました。難民保護を求める声や関心がこれまでになく高まったと感じています。

その後、政府は同国会での法案成立を見送り、法案は取り下げられました。再び同様の提案がなされることも想定されます。JARでは、今後も制度の改善に向けて取り組みます。



広報活動

PUBLIC RELATIONS

難民受け入れの潮流をつくる

日本にも難民が逃れてきていること、日本で難民が困難な状況に置かれていることは、まだ十分に知られていません。多くの方に難民を取り巻く状況を知っていただき、支援の輪を広げることで、社会の変化を生み出していきます。



Twitterキャンペーン開始時のツイート画像

「#難民の送還ではなく保護を」キャンペーン実施

「入管法改正案」に関して、法案の問題点をわかりやすく伝えるTwitterキャンペーンを実施しました。法案の当事者でありながら言葉の壁やさまざまなリスクから声をあげられない難民の方が多い中、日本で暮らす一人ひとりが法案について知り、考えを示してほしいと呼びかけたところ、計84回の発信(ツイート)に対し、約2万5,000のリツイート・いいねが集まりました。さらに、キャンペーンのハッシュタグ「#難民の送還ではなく保護を」を使ったツイートも、著名人を含め多数寄せられました。集まった声は、政策提言活動を通じて議員にも届けています。



難民の日のライブ配信映像の様子

日本に暮らす難民への理解と共感を広げる

コロナ禍で困難な状況に置かれた難民も多く、難民保護の後退となる法案も審議された本年度。難民への理解や共感を生むため、新型コロナの影響やSDGsなどさまざまなテーマで外部メディアからの取材に応えました。ウェブサイトでは送還に関する解説や支援の様子、難民の声などの記事を掲載しました。難民認定の厳しさについての記事には関心が続いており、内容を最新に更新するなどして、課題の理解につながるよう努めています。さらに広く伝えることを目指して、ウェブサイト全体のデザイン改訂も行いました。インスタグラムでも発信を本格化してフォローが広がり、また難民の日にはライブ配信を行うなど、さまざまな手段で難民や活動の状況を伝えました。

『ニッポン複雑紀行』は7本の記事を掲載。東京でシアン民族料理店を営む方の人生を伺った記事には特に大きな反響がありました。

シリア事業

SYRIA PROJECT

5年間にわたる事業により、
各地での難民留学生受け入れを実現

5年間の民間主導での難民受け入れプログラムにより、シリア危機をきっかけに高等教育の機会が限定的となった、もしくは中断せざるを得なかった学生31人を、宮城、千葉、東京、京都、沖縄の日本語学校・大学で受け入れてきました。卒業生は、就職したり、進学して大学や大学院で研究を続けています。また、地域の方々を含めさまざまな交流が広がりました。

※当事業は、当初計画の期間が終了となることを契機に、新たに設立された団体「パスウェイ・ジャパン」に事業譲渡しました。当事業で受け入れてきたシリア難民留学生への支援、および今後の受け入れに関しては、新団体で継続します。これまでご関心、ご支援を寄せてくださった多くの方々に感謝申し上げます。

人道支援

HUMANITARIAN ASSISTANCE

人道支援における
ネットワークに参加

難民支援での経験をもとに、支援の行き届きづらい人が取り残されないことを目指し、人道支援分野のネットワークに参加し、支援の基準作りや普及などに取り組んできました。当事業は本年度で終了しますが、難民・外国人コミュニティ支援の一環としての災害対応などは今後も継続します。

メディア掲載実績一覧

メディアからの取材に応えたほか、JARからも取材の提案を行い、年間で45件のメディア掲載が実現しました。

種別	年	日	記事タイトル
新聞	2020.	11.27	難民支援 在り方考える 開邦高 在沖シリア人ら講演／琉球新報
	2021.	1.14	発言:コロナ禍で難民困窮さらに=石川えり 認定NPO法人難民支援協会代表理事／毎日新聞
		2.19	入管法改正案「改善見通せない…」 当事者に期待と不安／朝日新聞
		5.16	「帰国すれば命ない」入管法改正におびえる難民申請者／西日本新聞
		6.2	「難民鎖国」脱却遠く 入管法改正断念、課題なお / 日本経済新聞
雑誌	2020.	10	No warm welcome: The Japan Association for Refugees works to protect those in danger / EUROBIZ JAPAN
		12.23	トラウデン直美と考える 私たちと「SDGs」／Cancam
テレビ	2021.	1.7	SDGsへの道～日本が抱える難民問題 外国人との共生／BSテレ東『日経プラス10』
		3.18	紛争10年 日本に逃れてきたシリア人留学生たち／NHK「くらし☆解説」
		6.21	悪化するコロナ禍の難民事情 日本の取り組みは／NHK「時論公論」
ラジオ	2020.	8.16	故郷を追われた人を支援する、難民支援協会／J-WAVE HUMMINGBIRD SUSTAINABLE LIFESTYLE
	2021.	2.24	荻上チキ・Session:特集「入管難民法・改正案～何が問題なのか?」指宿昭一×石川えり×荻上チキ／TBSラジオ
ウェブメディア	2020.	8.6	Invisible in Japan: Refugees Seeking Asylum Struggle for Survival / Tokyo Weekender
	2021.	3.23	LUSHがツイートした、ある“危機”。「守られるべき命が危険にさらされる」そう呼びかける理由／Buzzfeed
		6.15	日本の難民認定はなぜ厳しいのか?入管法改正案見送りでも残る根源的な課題／論座

支援者の声

VOICE 1



難民スペシャルサポーター
安富 研さん

ドイツ留学時、ユーゴスラビア内戦のニュースで「Asyl(英:Asylum/庇護)」という言葉をよく耳にしました。多くの元難民が普通に生活を始める姿とさまざまな支援を目にし、日常の一部としてその意味を理解しました。祖国を離れるという大きな決断をし、日本にたどり着いた方々に少しでも良い経験をしていただくことを思い、JARの活動に共感し、サポートしています。

VOICE 2



難民スペシャルサポーター
秋元 砂織さん

昔住んでいた町には多くのベトナム難民の方々がおり、交流機会もありましたが、小さかった私は手を繋ぐことすらできませんでした。それをずっと後悔してきました。大人になり、日本での難民の皆さんの大変な状況を知り、何かしたい、しなければいけない!と強く思いました。多様性を認め合う機運も高まっています。一人の力は小さいけれど、今何ができるのか常に考えていたいと思います。

難民スペシャルサポーター 毎月のご支援が難民の命と未来を支えます

「難民スペシャルサポーター」は月1,500円～継続的にご寄付をいただく支援の方法です。現在2,500人以上の方がご登録くださり、毎月のご寄付で支えてくださっています。日本に逃れてきた難民の方々にサポートする私たちの活動は、多くの方のご支援と託して下さる想いによって実現しています。

お申込みはこちら ▼

WEB

www.refugee.or.jp/nssform

お問合せアドレス

support@refugee.or.jp



1,500円あれば

入管などでの手続きのための交通費を支払えます



3,000円あれば

路上生活に耐えている難民が、宿で一泊休むことができます



5,000円あれば

パスタ、カレーなど15食分の食事を提供できます



皆さまからのご寄付は
寄付金控除の対象となります。

企業・団体からのご協力

■ パートナー

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

■ 寄付

株式会社アップルツリーファクトリー

株式会社エトス

カトリック幼きイエス会(ニコラ・パレ)

キャピタル・グループ

gooddo株式会社

クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業

宗教法人孝道山本仏殿

医療法人社団紺整会

株式会社システムサイト

ジャーナリズム支援市民基金

新日本管財株式会社 互助会

真如苑

スミス・インターナショナル・ジャパン株式会社

医療法人社団誠敬会

宗教法人聖心会

DAN DAN RUN実行委員会

東京マックス株式会社

東京ロータリークラブ

徳山カトリック教会

株式会社トラベルデータ

株式会社BISHOP MUSIC

ブルームバーグ エル・ピー

公益財団法人 毎日新聞東京社会事業団

三菱マテリアル株式会社

株式会社モイ

立正佼成会 一食平和基金

■ 助成・委託等

愛恵福祉支援財団

アユース仏教国際協力ネットワーク

カリタスジャパン

独立行政法人国際協力機構 (株式会社日本開発サービスとの合併で受託)

国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)

JWLI Ecosystem : Japanese Women's Leadership Initiative

新型コロナウイルス感染症: 拡大防止活動基金

認定特定非営利活動法人 育て上げネット

社会福祉法人中央共同募金会

デンソーグループはあとふる基金

日本国際基督教大学財団

日本労働組合総連合会(連合)

一般財団法人ファーストリテイリング財団

独立行政法人福祉医療機構

公益財団法人三菱財団

立正佼成会 一食平和基金

■ プロボノ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ外国法事務弁護士事務所 オリック
東京法律事務所・外国法共同事業

株式会社カラーコード

ゴールドマン・サックス証券株式会社

TMI総合法律事務所

ディーエルエイ・バイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律
事務所

ビルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマン法律事務所・外国法
共同事業

ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業

ポールヘイスティンクス法律事務所・外国法共同事業

ホワイト&ケース法律事務所 ホワイト&ケース外国法事務弁護士
事務所 (外国法共同事業)

モリソン・フォースター法律事務所(外国法共同事業 モリソン・フォ
スター外国法事務弁護士事務所)

森・濱田松本法律事務所

株式会社LIFE.14

ロープス&グレー外国法事務弁護士事務所

早稲田リーガルコモンズ法律事務所

■ 物品・サービス協力等

一般社団法人あじいる

花王株式会社

キーン・ジャパン合同会社

Sansan株式会社

セカンドハーベスト・ジャパン

合資会社大家族

株式会社PR TIMES

株式会社ファーストリテイリング

特定非営利活動法人フードバンクTAMA

株式会社レアルバスコペーカリーズ

一般社団法人United Will

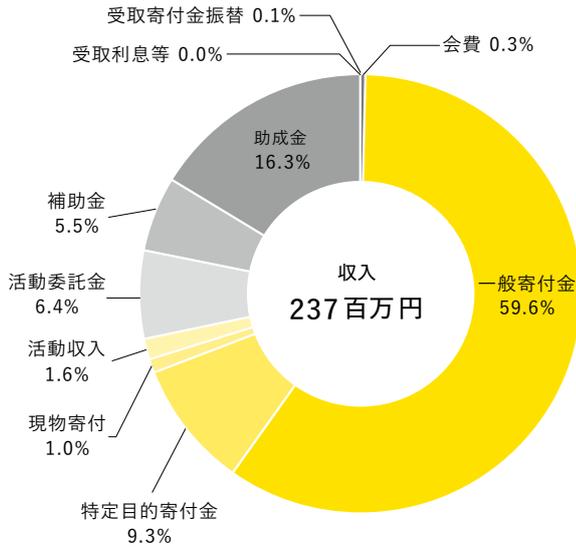
※プロボノとは、ラテン語で「公共のために」という意味。専門家等
が、その専門知識・能力を活かして無報酬で提供されるサービスの
こと。

※紙面の都合上10万円相当以上のご支援のみ記載させていただきました。

※犬養道子基金について: 長年当会をご支援いただいております
が、2018年1月に当会にて基金を引き継がせていただきました。上
記一覧には、犬養道子基金にご寄付いただいた団体も含まれており
ます。

会計

収入の部

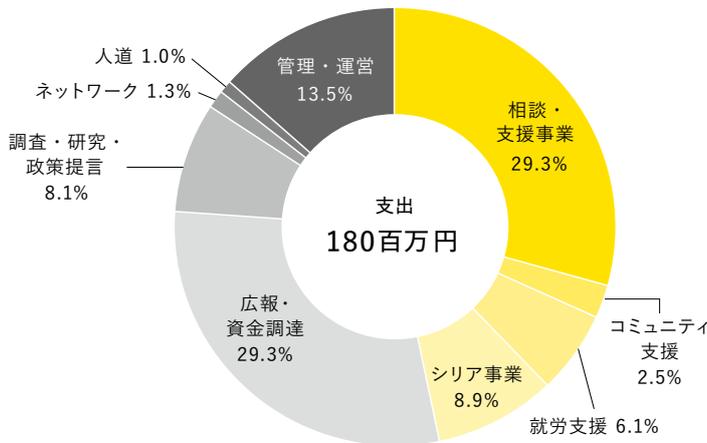


収入	単位 (円)	構成
会費	654,000	0.3%
一般寄付金	141,821,196	59.6%
特定目的寄付金	22,163,393	9.3%
現物寄付	2,297,974	1.0%
活動収入	3,763,352	1.6%
活動委託金	15,242,727	6.4%
補助金	13,118,734	5.5%
助成金	38,725,730	16.3%
受取利息等	1,526	0.0%
受取寄付金振替*	200,000	0.1%
合計	237,988,632	100%

* 指定正味財産からの振替

上記は一般正味財産です。加えて、故犬養道子様より2017年度にいただいた遺贈を指定正味財産としており、残高は60,151,405円です。

支出の部



支出	単位 (円)	構成
相談・支援事業	53,033,081	29.3%
コミュニティ支援	4,610,672	2.5%
就労支援	11,059,706	6.1%
シリア事業	16,119,402	8.9%
広報・資金調達	52,964,881	29.3%
調査・研究・政策提言	14,610,158	8.1%
ネットワーク	2,321,701	1.3%
人道	1,759,293	1.0%
管理・運営	24,361,749	13.5%
合計	180,840,643	100%

相談・支援事業	事務所や外部における難民への情報提供・相談対応や困窮した難民への緊急支援
コミュニティ支援	難民とコミュニティの社会統合への支援
就労支援	難民への職業紹介及び就労を容易にするための支援
シリア事業	シリア難民留学生の受け入れ事業
広報・資金調達	難民に関する社会一般の認知や共感を広げるための活動及び寄付受け入れへの活動
調査・研究・政策提言	難民保護に関する調査、研究及び政策提言
ネットワーク	関連機関との難民保護及びプロテクションに関する経緯交流と事業実態における協力
人道	国内外におけるプロテクションの分野を中心とした人道支援
管理・運営	事務所維持・事業管理の運営費

[独立監査人の監査報告書抜粋]

監査意見

私は、上記の財務諸表等*が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び活動（損益）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

*2020年度の活動計算書、貸借対照表と財務諸表に対する注記、財産目録

2021年8月30日

我井公認会計士事務所
東京都千代田区

公認会計士 我井重樹

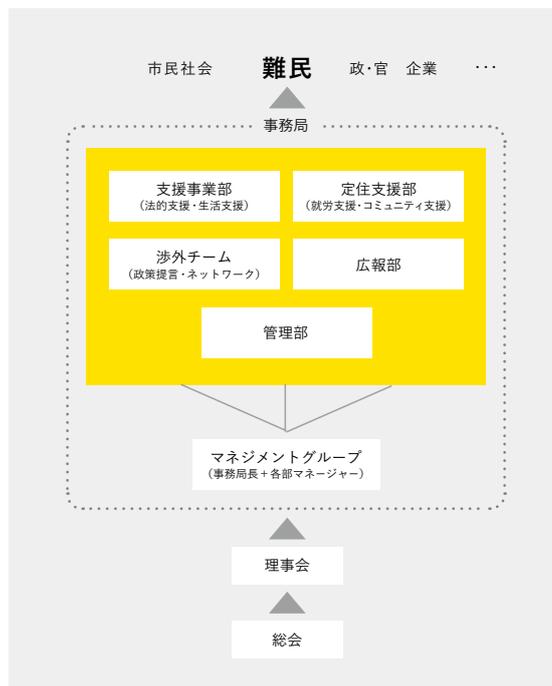


正式名称	特定非営利活動法人 難民支援協会
英語名	Japan Association for Refugees
所在地	〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-2 TASビル4階
代表理事	石川 えり
設立	1999年7月17日
法人格取得	1999年11月16日
認定NPO法人取得	2020年2月3日(東京都) 初回は2008年5月1日に国税庁より認定
事務局スタッフ	27名(非専従職員を含む) 休職中のスタッフは除く

役員一覧 (五十音順)

代表理事	石川 えり	難民支援協会事務局員
副代表理事	中村 義幸	大学教員
理事	井内 摂男	会社役員
	石井 宏明	団体役員
	大江 修子	弁護士
	柴崎 敏男	会社顧問
	関 聡介	弁護士
	滝本 哲也	団体職員
	新島 彩子	難民支援協会事務局員
	畠 健太郎	団体職員
	藤本 俊明	大学教員
	吉山 昌	難民支援協会事務局員
監事	野村 彰男	団体役員
	渡邊 賢	弁護士
顧問	新垣 修	大学教員
	市川 正司	弁護士
	鈴木 雅子	弁護士
	永峰 好美	ジャーナリスト
	森 恭子	大学教員、社会福祉士
	森谷 康文	大学教員、精神保健福祉士

組織図



参加しているネットワーク

- ・Asia Pacific Refugee Rights Network (APRRN)
- ・International Detention Coalition (IDC)
- ・NPO法人国際協力NGOセンター (JANIC)
- ・Japan Forum for UNHCR and NGOs (J-FUN)
- ・ジャパン・プラットフォーム (JPF)
- ・新宿区多文化共生連絡会
- ・防災・減災日本CSOネットワーク (JCC-DRR)
- ・NPO法人なんみんフォーラム (FRJ)
- ・NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)
- ・東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議

※難民支援協会は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) のパートナーです。また、国連経済社会理事会 (ECOSOC) から、特別協議資格団体 (Special Consultative Status) として認められています。

受賞歴 (抜粋)

2006年 1月	第20回東京弁護士会人権賞 (東京弁護士会)
2009年 8月	第21回毎日国際交流賞 (毎日新聞社)
2013年 1月	2012年度地球市民賞 (国際交流基金)
2013年12月	エクセレントNPO大賞 (「エクセレントNPO」をめざそう市民会議)
2016年10月	第8回沖縄平和賞 (沖縄県)
2019年 7月	第52回社会貢献者表彰 (社会貢献支援財団)
2020年 7月	第1回ジャーナリズムY賞 (ジャーナリズム支援市民基金)



〒 101-0065 東京都千代田区西神田 2 - 5 - 2 TASビル 4階

☎ 03-5379-6001

✉ info@refugee.or.jp

🌐 www.refugee.or.jp

🐦 📷 🌐 @ja4refugees

🗨️ 難民専用フリーダイヤル | for refugees (toll free)
0120-477-472